

議第23号

三島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案

三島市国民健康保険税条例（昭和34年三島市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「51万円」を「52万円」に改め、同条第3項ただし書中「14万円」を「17万円」に改め、同条第4項ただし書中「12万円」を「16万円」に改める。

第3条第1項中「100分の6.62」を「100分の7.26」に改める。

第4条中「28,200円」を「31,800円」に改める。

第6条中「100分の0.74」を「100分の0.72」に改める。

第7条中「7,800円」を「5,400円」に改める。

第8条中「100分の1.90」を「100分の2.28」に改める。

第9条中「14,400円」を「16,200円」に改める。

第22条中「51万円」を「52万円」に、「14万円」を「17万円」に、「12万円」を「16万円」に改め、同条第1号ア中「19,740円」を「22,260円」に改め、同号ウ中「5,460円」を「3,780円」に改め、同号エ中「10,080円」を「11,340円」に改め、同条第2号ア中「14,100円」を「15,900円」に改め、同号ウ中「3,900円」を「2,700円」に改め、同号エ中「7,200円」を「8,100円」に改め、同条第3号ア中「5,640円」を「6,360円」に改め、同号ウ中「1,560円」を「1,080円」に改め、同号エ中「2,880円」を「3,240円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 改正後の三島市国民健康保険税条例の規定は、平成28年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成27年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

平成28年2月22日提出

三島市長 豊岡 武士